

## 【重要事項説明書】

訪問看護の提供にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

### 1\*事業者概要

事業者名称	株式会社 クルール各務原
代表者氏名	代表取締役 服部 光秀
本社所在地	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目20番9号 三晃社ビル3階
法人設立年月日	令和3年10月1日

### 2\*事業所概要

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション クルール各務原蘇原
介護保険指定 事業所番号	2160590358
事業所所在地	各務原市蘇原東栄町1丁目49-2
連絡先	058-380-0966
通常の事業の実施地域	各務原市、一宮市、岐阜市、大垣市、関市、安八郡、本巣郡、本巣市

#### (2) \* 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	病気や障害があっても、住み慣れた自宅や地域で安心して療養生活を送ることができるよう、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して適切な訪問看護サービスを提供すること。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>病気や障害があっても、住み慣れた住居や地域で最期まで尊厳を保ち、その人らしく安心して生活ができるように、寄り添い、サポートしていきます。</li><li>地域の医療・福祉・自治体などの関連機関との連携を円滑及び密にし、相談しやすい訪問看護ステーションを目指します。</li><li>常に研鑽を重ね、安全で安心できる看護を提供します。</li><li>療養される方々の生活の質の維持、向上に努めるべく、看護サービスの質の向上を図り、利用者及び地域の方々に愛されるとともに、職員の幸せの実現を目指します。</li></ul>

#### (3) \* 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	9:00～18:00

※24時間電話による連絡相談等が可能であり、必要に応じ適切に対応します。

(4) 事業所の職員体制(令和7年9月1日現在)

管理者	園山 友子
職務内容	1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

看護師：常勤換算 2.5 名以上 事務員：1名

3\* 提供するサービスの内容及び費用について

(1) \* 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護の提供	訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書に基づき、下記の看護を提供します。 主な看護の内容 ① バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・呼吸・簡易酸素飽和度測定) ② 全身状態の観察 ③ 身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など) ④ 療養指導(生活上の注意事項・食事指導訪問看護提供・排泄に関する対策や指導など) ⑤ 内服薬の管理(内服確認や副作用の確認) ⑥ 創傷及び褥瘡処置 ⑦人工肛門・人工膀胱管理ケア ⑧ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア ⑨ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア ⑩ 在宅酸素療法管理ケア ⑪ 在宅人工呼吸器管理ケア ⑫ 腹膜灌流透析の管理ケア ⑬ 喀痰の吸引・管理 ⑭ 点滴・注射など ⑮ 排泄管理ケア(浣腸・摘便) ⑯ リハビリ援助行為(拘縮予防・機能維持回復) ⑰ 認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど) ⑱ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介 ⑲ 褥瘡予防・リハビリ・食事(介助の工夫・方法など)などの説明や助言 ⑳ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法などの説明や助言 ㉑ 介護者の健康相談や助言 ㉒ リンパ浮腫のケア など

(2) \* 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない一時的な場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

**(3) \* 提供する訪問看護サービスの利用料**

- ① 利用者は、訪問看護サービスに対する所定の利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額(別紙)を支払うものとします。
- ② 利用者は、訪問看護サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

**●厚生労働大臣が定める疾病等特掲診療科(別表第7)**

- ・ 末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症 ・重症筋無力症 ・スモン ・筋萎縮性側索硬化症 ・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病 ・進行性筋ジストロフィー症
- ・ パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病:ホー エンヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る)
- ・ 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ・ プリオン病、亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病 ・副腎白質ジストロフィー ・脊髄性筋萎縮症 ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ・後天性免疫不全症候群 ・頸髄損傷
- ・人工呼吸器を使用している状態の者(慢性心不全の患者で「在宅人工呼吸指導管理」、「人口呼吸器管理加算の2」を算定している場合はこの「人口呼吸器」に該当する。)

**●特別管理加算の対象者 特掲診療料(別表第8)**

- (I) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- (II) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、または、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門、または人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を超える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※睡眠時無呼吸症候群(SAS)に対するASVやCPAPは人工呼吸器には含まれない。

**4 その他の費用について**

① キャンセル料 *	サービスの利用をキャンセルされる場合、訪問前日までにご連絡ください。 ※病状の急変や急な入院等、やむをえない場合を除きます。	
② 保険外サービス	エンゼルケア	15,000 円
③ 吸引チューブ	吸引器をレンタルされた場合	100 円/本

**5\* 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について**

ご請求方法	(1) 利用料、利用者負担額(医療保険・介護保険を適用する場合)及びその他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 (2) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌々月 15 日頃までに利用者宛てにお届け(郵送または手渡し)します。
お支払い方法	(1) 請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替(翌々月 26 日頃) (イ) 事業者指定口座への振り込み (ウ) 現金払い (2) お支払いの確認をしたら、支払い方法によらず、領収書をお渡しますの で、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要 となる場合があります。)

※ 利用料、利用者負担額(医療保険・介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6\* サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、健康保険証・介護保険被保険者証等の記載内容(被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者証の更新、種類や住所の変更などがあつた場合は速やかにお知らせください。
- (2) 利用者が要支援・要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護支援・介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて、必要と認められるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに、介護保険の場合、利用者に係る居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者が作成する「居宅介護サービス・介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することがあります。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：園山 友子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>(2) 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知りたい利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>(3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</li></ol>
--------------------------	--

	(4) (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	(1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。  (2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

### 9\* 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

### 10\* 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者(地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 各務原市 介護保険課	岐阜県各務原市那加桜町1丁目69 058-383-1970
岐阜市 介護保険課	岐阜市司町40-1 058-265-4141
大垣市 介護保険課	大垣市丸の内2丁目29番地 0584-81-4111(代表)介護保険課

なお、事業者は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	AIG 損害保険
保険名	訪問看護事業所責任保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

### 11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 12\* 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問時にはケアの前手で手洗いをさせていただきます。洗面所をお借りしますので、ご了承ください。

- (3) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

**13\* 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者等との連携**

- (1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画・介護予防 訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に送付します。

**14 業務継続計画の策定等について**

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

**15\* サービス提供に関する相談、ご意見についての相談窓口**

<b>【事業者の窓口】</b> 訪問看護ステーション クール各務原蘇原	所在地:各務原市蘇原東栄町1丁目49-2 電話番号:058-380-0966 (園山) 受付時間:9:00~18:00
<b>【市町村(保険者)の窓口】</b> 各務原市役所 介護保険課	所在地 各務原市那加桜町1丁目69 電話番号 058-383-1970
岐阜市役所 介護保険課	所在地 岐阜市司町40-1 電話番号 058-214-2089
大垣市役所 介護保険課	所在地 大垣市丸の内2丁目29番地 電話番号 0584-81-4111

# 【訪問看護 契約書】

田井 とし枝 様(以下、「利用者」とします)と、訪問看護ステーション クルール各務原蘇原(以下「事業所」とします)は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

## 第1条(契約の目的)

事業所は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

## 第2条(契約期間)

この契約期間は 年 月 日 ~ 年 月 日とします。  
利用者から 契約終了の申し出がない場合は、同様の内容で自動的に更新します。

## 第3条(訪問看護の内容)

1. 事業所は、利用者の希望をうかがい、心身の状態を判断して、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。
2. 利用者は訪問看護計画書に沿ってサービスを利用します。
3. サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者や介護支援専門員との合意により変更できます。
4. 事業所は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

## 第4条(訪問看護の利用料)

1. 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。
2. 事業所は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
3. 事業所は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
4. 事業所は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
5. 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、解約することができます。

## 第5条(利用料の滞納)

1. 利用者が正当な理由なく利用料を2か月以上滞納した場合は、事業者は14日以内の期限を定めて督促し、なお払わないときには契約を破棄します。
2. 事業所は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

## 第6条(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業所は本契約の期間中、地震・台風等の自然災害、指定感染症の蔓延、その他自己の責任に帰すべからざる事由により業務を実施できなくなった場合には、利用者に対し、すでに実施した訪問看護の利用料を除いて、所定の利用料金の支払いを請求いたしません。

## 第7条(契約終了)

1. 次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
  - 利用者が死亡、入院した場合
  - 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
  - 事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
  - 事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
  - カスタマーハラスメントが生じ、解決困難な場合
  - その他解約せざるを得ない状況が生じた場合
2. (利用者の解約権) 利用者は事業所に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。
3. (事業所の解約権) 事業所は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、または利用者あるいはその家族が常識を逸脱する行為をなし、改善しようしないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1か月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

## 第8条(賠償責任)

事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し、速やかに損害を賠償します。

## 第9条(秘密保持)

1. 事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
2. 事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

事業所及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

## 第 10 条(苦情対応)

1. 事業所は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
2. 事業所は利用者又はその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。

## 第 11 条(感染症及び災害等発生時)

1. 事業所は、災害等発生時には、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
2. 事業所は、指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

## 第 12 条(連携)

1. 事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
2. 事業所は、当該契約の変更または終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

## 第 13 条(契約外条項)

1. 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

事業者は、訪問看護の提供開始に際し、ご利用者様またはご家族様に対し、重要事項説明書により重要事項の説明を行うとともに、訪問看護契約書により契約内容を説明しました。

説明年月日 西暦 年 月 日

事業者	所在地	愛知県名古屋市中丸の内3丁目20番9号 三晃社ビル3階
	法人名	株式会社クルール各務原
	事業者名	訪問看護ステーション クルール各務原蘇原
	説明者氏名	

事業者は、訪問看護契約書によりご利用様と契約内容を締結しました。

契約年月日 西暦 年 月 日

事業所	所在地	岐阜県各務原市蘇原東栄町1丁目49-2
	法人名	株式会社クルール各務原
	事業者名	訪問看護ステーション クルール各務原蘇原
	管理者名	園山 友子

## 【ご利用者様署名欄】

事業者から重要事項説明書により、重要事項の説明を受け、その内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

説明年月日 西暦 年 月 日

利用者氏名	
代理人氏名	続柄

事業者から訪問看護契約書によりその契約内容について説明を受け、同契約書により事業者と契約を締結しました。

契約年月日 西暦 年 月 日

利用者氏名	
代理人氏名	続柄